

令和3年度事業利用分量配当について

組合員のみなさま、いつもしょくしんをご利用いただきありがとうございます。

令和4年6月29日に開催された「第68回定時総代会」において、当組合の令和3年度剰余金の一部を、事業利用分量配当として、しょくしんをご利用いただいた組合員へお支払することを決定しました。



事業利用分量配当金

●預金利息100円につき10円

(令和3年度に受け取られた利息が対象です)

※預金利息に対する配当金には所得税等が課税されます

●貸付金利息100円につき20円

(令和3年度に支払われた利息が対象です)

お客様の事業利用分量に対する配当金の額は、同封の**事業利用分量配当金支払通知書**に記載してあります。通知書の「ご入金のお知らせ」欄に記載のある方は、配当金を普通預金口座へ令和4年7月1日に入金しております。

「ご入金のお知らせ」欄に記載のない方は、下記の書類をお持ちになり、当組合本店窓口で配当金をお受け取りください。

- 事業利用分量配当金支払通知書（兼領収書）
- 受領印（朱肉を使用する印）
- 本人確認書類（職員証・運転免許証・マイナンバーカード等）

受付時間：平日 9時～11時、12時～15時

しょくしんでは、当組合の総合口座開設をお勧めしています

事業利用分量配当は、原則として普通預金（総合）口座へ入金させていただいております。“しょくしん”に口座をお持ちでない場合は、口座開設をご検討ください。（便利な総合口座がお勧めです）

○当組合総合口座の開設について

総合口座は、郵送または来店により開設ができます。

（ご希望の方は、預金課 078-984-0504 へご連絡ください。）



口座開設後、配当がある場合、来年度以降は自動的に事業利用分量配当金が入金されます。

（来年度時点で、受け取られていない過去の配当金がある場合、来年度にまとめて口座へ入金させていただきます。）

事業利用分量配当は、4月1日から翌年3月31日までの預金や貸付の利用状況によって、当組合の剰余金の一部を組合員に還元する制度です。

（決算状況等により配当率は毎年総代会で決定します。）

口座開設すると本店窓口で受け取る必要がなくなり、自動的に口座へ入金されるためとっても便利です！



お問い合わせ先

神戸市職員信用組合 総務課 出資担当

神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 2階

TEL078-984-0500

<https://www.kobe-syokusin.shinkumi.jp/>

